

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公示します。

2024年7月17日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：マラウイ国コメ生産及びマーケティングの促進プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：マラウイ国コメ生産及びマーケティングの促進プロジェクト

調達管理番号：24a00469

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年7月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年7月17日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：マラウイ国コメ生産及びマーケティングの促進プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年10月 ～ 2029年9月

### 【オプション・契約期分けを行う場合】

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

- 第1期：2024年10月 ～ 2025年5月
- 第2期：2025年6月 ～ 2027年5月
- 第3期：2027年7月 ～ 2029年9月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

### 【第1期】

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の40%を限度とする。

### 【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

### 【第3期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

### （6）部分払いの設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度末（2025年2月頃）
- 2) 2025年度末（2026年2月頃）
- 3) 2026年度末（2027年2月頃）
- 4) 2027年度末（2028年2月頃）
- 5) 2028年度末（2029年2月頃）

## 2. 担当部署・日程等

### （1）選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

### （2）事業実施担当部

経済開発部農業農村開発第2グループ第5チーム

### （3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 7月 23日 12時
2	企画競争説明書に対する質	2024年 7月 24日 12時

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

	問	
3	質問への回答	2024年 7月 29日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の <b>4営業日前から1営業日前の正午まで</b>
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 8月 9日 12時
6	プレゼンテーション	2024年 8月 19日 16時～18時
7	評価結果の通知日	2024年 8月 23日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

#### （2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「マラウイ国コメ生産及びマーケティングの促進プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00366）の受注者（有限会社エムエム・サービス）及び同業務の業務従事者

#### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、

プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

#### 5. 企画競争説明書に対する質問

##### （1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.（3）参照
- 2) 提出先：提出先：<https://forms.office.com/r/3y867N57Fz>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

##### （2）質問への回答

上記2.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

#### 6. プロポーザル等の提出

- （1）提出期限：上記2.（3）参照

##### （2）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の

受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記2.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：24a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記 2. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。 なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

#### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料 3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

#### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の 2 点について、加点・斟酌されます。

##### 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

##### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）に



ついて第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## **8. 評価結果の通知と公表**

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## **9. フィードバックのお願いについて**

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

##### 【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

##### 【JICAが活動の詳細まで規定する場合】

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	<p>将来的な需給のひっ迫による輸入米の流入や、輸出振興を念頭においたときに、市場が要請するコメの品質および、その品質を向上しつつバリューチェーン関係者が持続可能な水準の利益を確保するための適正な技術について詳細活動確認フェーズで確認するための調査の視点、内容、方法について提案すること。</p> <p>さらに、上記の調査結果を踏まえて、本業務の対象となる農家やバリューチェーン関係者の選定方法も示すこと。</p>	<p>第3条 2. (1)、(2)、(3)、(4)</p> <p>第4条 2. (1) 成果1、2、3、4</p>
2	<p>SHEPアプローチを用いて、市場が要請する平均的な品質や、買い手それぞれの条件の違いをもとに、農家が自らの意思決定をするための研修プログラムについて提案すること。その上で、どのようなトレードチャンネルを形成することがプロジェクトとしての着地になるのかの想定も提案に含むこと。</p>	<p>第3条 2. (2)</p> <p>第4条 2. (1) 成果3</p>
3	<p>上記2に関連し、第3条2.(2)に記載のとおり、市場のシグナルの問題により、生産を強化するためのインセンティブがない農家や関係者が多いことに留意して、官、つまり農業省等が果たす役割を考察の上、コメのトレードチャンネルの確立・強化のために農業省に提供できる研修について提案すること。</p>	<p>第3条 2. (2)</p> <p>第4条 2. (1) 成果3</p>
4	<p>認証種子をコメ栽培農家の間に普及するために実施する研修の内容及び</p>	<p>第3条 2. (2)</p> <p>第4条 2. (1) 成果2</p>

	対象者について提案すること。その際に、コメ農家の間で認証種子の需要をどのように喚起し、さらに認証種子を供給する公的研究所や種子農家側の生産能力強化をどのように達成するかについても記述すること。また、強化された認証種子の供給と需要をどのようにマッチングさせるかについて提案すること。	
5	水利組合を含む灌漑インフラ関係者を対象に実施する、最低限かつ優先的な研修の内容について提案すること。本業務では、新規の施設建設は行わず、灌漑開発が既に行われている場所や活動に基づいて行うことを想定する。	第3条 2. (2) 第4条 2. (1) 成果 4
6	第三国研修のテーマ、実施国（地域）、期間、回数、対象人数及び対象機関	第3条 2. (8)

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO

に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年9月
- ・ R/D署名：2024年6月26日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### （1）本業務の概要

本業務は、灌漑地を対象サイトとし、生産・収穫後処理（成果1）、種子（成果2）、トレードチャンネル（成果3）、灌漑の維持管理（成果4）の4つを活動の軸として、対象農家のコメ生産量と売上高を増加させることを目標とする。売上高を目標に含めた理由は、単純な単収増加だけでなく、品質向上とトレードチャンネル開発によりコ

メの国内及び輸出市場における競争力強化に貢献するためである。

## (2) コメの生産から市場への供給を包括した能力強化の実施

本事業では、コメの生産から市場への安定供給の各段階を包括する形で、関係者に対して能力強化を実施する。現時点で想定されているコメの生産から販売までにかかる課題は以下のとおり。

### ・ 低い生産性

マラウイ国では、主に改良米が2種、ハイブリッド米が2種栽培されている。改良品種はKi lombero及びFaya14M69であり、ハイブリッド品種はPusa33とTCG10である。改良品種のKi lombero品種の潜在収量は4,000kg/haであるが、農家の収量は1,500 kg/haから2,000kg/haと、50～63%の収量ギャップが生じている。同じく改良品種のFaya14M69の収量ギャップは56～67%である。他方でハイブリッド品種であるPusa33の潜在収量は6,000kg/haと高いが、農家の実際の収量は3,000kg/ha～4,000 kg/haであり収量差は33～50%である。同様にハイブリッド品種であるTCGの収量も同程度の割合を示している。

これらの主な要因として、多くのコメ生産農家は、伝統的なコメの栽培方法を採用していること、肥料や農薬などの農業投入資材へのアクセスが困難であること、農業機械へのアクセスが困難であること、商業的な農業に移行していないこと、干ばつやサイクロンによる洪水など、気候変動の影響を受けていること等が挙げられる。また、農業普及員のコメ生産に関する知識や技術の不足による農家へのトレーニングが十分にできないといった課題もある。

### ・ 未整備な種子システム

稲作において約89%の農家が、前期の収穫で採取された種子を次期の栽培に使用しており、市場で販売されているコメのほとんどは、特定の品種ではなく複数種で混合している状況である。

リフウ稲作研究所等の公的な研究機関も、深刻な人材不足や施設・資機材の問題等によって、適正品種の選抜や品種改良、品種開発、種子の審査・認定、認証種子の普及等の種子システムにおいて十分な機能を果たしていない。

同時に、多くの農家が自家採種や非公式な種子市場から入手した低品質な種子を使用していること、種子を使用するコメ生産農家側のキャッシュフロー等が認証種子の使用率の低さの要因となっている。これらの問題は技術的な観点のみならず、制度的な仕組みの課題を特定し改善することも同様に重要である点に留意が必要である。

### ・ コメのバリューチェーン関係者の状況

一般的に、灌漑稲作スキームで生産されたコメの多くは、粳米の形態で地元の買取業者に低価格で販売される。コメやその他の農作物は、近隣の中等学校、市場、難民

キャンプ、ホテルやレストランなどで販売されることが多く、コメ生産者/協同組合と加工業者や小売業者との間における組織的なマーケティングはほとんど行われていない。また、灌漑稲作スキームで生産されたコメの多くは、粳米を地元の買取業者に低価格で販売するのが一般的である。さらに、精米所は十分な能力（運転資金の確保を通じた精米量の拡大、加工技術、経営能力）を有していない。

これらの主な要因は、灌漑稲作スキームの多くで、コメ生産者共同組合の機能（農業投入資材の集団的購入と組合員への優先販売、組織化/近代化されたマーケティング、農家への生産・加工技術普及）が十分に強化されていないこと、農家とバイヤーによる契約栽培が未発達であること、コメ生産者の市場ニーズの認識・知識不足、コメの貯蔵スペースの不足、精米機の能力不足等が挙げられる。

但し、これらの根本的な原因は農家側に帰するもののみならず、粳のバイヤー（精米業者或いは集荷業者）の買取規模が小さい、或いは買取規模の大きいバイヤーがいるにもかかわらずその市場シグナルが生産者側に届いていない、といった原因により生産者側に組織化（即ち川下にバルク供給を行うための取組）へのインセンティブを持っていない点に留意が必要である。

このような状況において、農家やバリューチェーンの関係者が、市場に顕在するまたは潜在的に存在するコメの需要のシグナルを適切に捉え、それに従って適切に生産や品質を強化するように促すことが重要である。

#### ・灌漑と水管理

灌漑稲作では、取水施設の老朽化や管理不足によって河川からの取水量が十分ではない。また、灌漑スキーム内の水路なども配水施設の老朽化、管理不足によって不十分かつ非効率的な灌漑水配分が行われている。さらに、灌漑水管理組合（WUA）の灌漑施設維持管理能力の不足も課題である。

### （3）詳細活動確認フェーズ（契約1期）と本格実施フェーズ（契約2・3期）

本業務は、詳細活動確認フェーズ（フェーズ1：約8か月）と本格実施フェーズ（フェーズ2：約24か月、フェーズ3：約27か月）の3フェーズに分けて実施する。フェーズ1を設けているのは、本業務の対象とする優先課題、そしてそれに対する詳細な活動を特定するためには、詳細計画策定調査報告書や既存の資料に加えて、マラウイ特有のコメのバリューチェーン、種子システム及び稲作技術に関して、より網羅的かつ緻密に明らかにする必要があるためである。

フェーズ1では、具体的には、上記（2）に記載したマラウイ国内におけるコメの生産から国内外の市場への安定供給の現状や課題のボトルネックに関する1次・2次情報を収集し分析する。続いて、本格実施フェーズで取り組みの対象とする課題のスコープやコメの国内外のトレードチャンネルを特定し、導入する稲作技術（種子生産

から収穫後処理まで含む) やトレードチャンネル開発の手法を決定する。併せて、第2のプロジェクトサイトを選定する。但し、以下の(4)に記載の通り、SHEPの研修パッケージについてはフェーズ1の中でJICAと協議して策定する。

特に、本プロジェクトの目的は、生産性の向上だけではなく、売上高の拡大にあることから、①市場調査により、売上が拡大するために必要なコメの品質を確認する必要がある。更に、②その品質を実現しつつ、かつバリューチェーンの関係者が利益を上げるために必要な技術的な実践を確認する必要がある。このような市場の要請および適正な技術を確認するための調査が、フェーズ1では重要である<sup>2</sup>。

フェーズ1の結果を踏まえて、必要に応じてPDMやPOの修正を行い、指標の数値目標を決定する。同時に、フェーズ1のなかで実施可能な活動も随時開始する。

フェーズ2では、フェーズ1で特定したコメの生産から市場への安定供給に関する課題に対して、成果1, 2, 3, 4にかかる新たな稲作技術や、SHEPアプローチ等のトレードチャンネル開発の手法を導入し、問題の改善を図る。

フェーズ3では、以下(5)に記載のとおり輸出の促進を念頭に、農家組織と買い手との間の新規ビジネス連携の構築を促す。また技術の普及のための各種マニュアルやガイドラインの作成を行う。

#### (4) 稲作振興に SHEP アプローチ等の市場志向型手法を採用

同国においては、国民の年間コメ消費量は一人当たり3.73kgと低い、他方で、輸入米への依存度も低く国内自給がほぼ達成していると推計されている。そこで本事業では、対象地域におけるコメ栽培技術の開発・改良によってコメの生産性や生産量の向上を実現することで、コメの高位水準での自給を維持することを目指すと同時に、国内外のコメ市場への新たな販売経路も開拓する。その際、コメ農家や精米業者と市場を積極的につなげることや、農業従事者のビジネス志向を促すなど、市場志向型農業の重要なポイントを積極的に取り入れていくために、SHEPアプローチの応用が考えられる。同国では、「市場志向型小規模園芸強化促進プロジェクト」(2017年~2022年)(以下、MA-SHEPという)が実施されてきたことから、マラウイ政府は、コメのバリューチェーン開発にMA-SHEPの経験を適用することを期待している。

本事業では、MA-SHEPの指針となる原則、特に市場関係者の連携の創出と維持、そして農家のビジネス志向の醸成、また市場の状況を踏まえた自己決定を重視し、コメのバリューチェーンの特有性に配慮して、これらの原則をプロジェクトに適用することを検討する。但し、具体的な研修パッケージは、フェーズ1の中で、JICAと議論しながら形成する。

なお、MA-SHEPは、アフリカで初めてカウンターパートが技術協力プロジェクトか

---

<sup>2</sup> 調査の内容・手法については、プロポーザルで提案を求める。



らの卒業を宣言した事業であり、そのSHEPの活動は、普及員のあらゆる活動において取り入れられるべきものとされている（いわゆるSHEPの「ふつう化」が進んでいる状態）。普及員は、この状況において、通常業務やドナープロジェクトでSHEPに基づいた活動を実施している。本事業は、このような技術協力プロジェクト卒業後のカウンターパートの自助努力を損なわないようにSHEPの研修を進める必要がある点に留意する必要がある。

#### （５）将来的な輸出も視野に入れたバリューチェーン関係者の能力強化

マラウイ政府は、コメを輸出振興対象としているが、同国の多くのコメ協同組合は、マラウイ規格基準局（MBS）が定めるコメの品質規準の認証を取得しておらず、コメの輸出は低調となっている。特にアフリカ域内（ザンビア、南アフリカ、ジンバブエ等）のコメ市場を対象として、輸出ポテンシャルがあるにも関わらず輸出は伸びていない。本事業では、生産から販売までの各段階における能力強化を図り、輸出のための条件の一つである安定的なコメの供給に向けた支援や、輸出には至らないまでも品質やトレードチャンネルの強化を図る。

#### （６）プロジェクトの対象地域について

本事業の対象サイトは2サイトを想定している。1サイトは、ブワンジェバレー灌漑地区でマラウイ政府と合意済みであるが、加えてもう1サイトは、リロングウエ近郊の、物流の利便性に富んだ場所で、継続的に一定量の品質と量のコメ取引を続ける意思があることが条件と考えられる。しかし、具体的にはプロジェクト開始後にJCC会合等の関係者会合で定める指標に基づいて選定し決定する。

#### （７）関係部局との調整

本事業は広いトレードチャンネルに介入することから、かかわる組織機関は多岐にわたる。メインのC/Pは農業省であり、現場での活動は作物開発局や普及サービス局、灌漑局、農業研究サービス局と密に連携をとるが、その中で特に作物開発局が中心的な役割を担い調整をする。また、国外とのコメのトレードチャンネルを開発するためには貿易産業省との情報共有、調整も求められる。

#### （８）第三国研修の実施

本事業では、ウガンダやタンザニア等の近隣国で、稲作の技術やバリューチェーン開発に関する第三国研修を実施する。詳細活動確認フェーズにおいて、研修実施国及び研修内容について検討し、本格実施フェーズにおいて実施する。

(9) アフリカ稲作振興のための共同体 (Coalition for African Rice Development: CARD) との関係

マラウイ国は、CARD 2 イニシアティブへの参加国であり、同国政府は、CARDの枠組みに基づいて、2030年までをカバーした国家稲作開発戦略2 (NRDS 2) を策定中である。NRDS 2の承認後は、本業務においてもそれに沿った活動が求められる。

また本事業は、JICA グローバル・アジェンダ (課題別事業戦略) 「農業・農村開発 (持続可能な食料システム)」に属するCARDクラスター<sup>3</sup>に位置づけられて実施される。

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### (1) プロジェクトの活動に関する業務

##### ① 成果1「対象農家及びバリューチェーン関係者が適切なコメ生産・収穫後処理技術を採用している」に関わる活動

活動1-1. コメ生産・加工に関するニーズ調査を通じて、対象となるバリューチェーンの関係者とその技術的課題を特定する

活動1-2. 既存技術の改良を通じた適切なコメ生産・加工技術を改善及び開発する

活動1-3. 対象普及員および対象農家、その他のバリューチェーン関係者を対象とした研修を実施し、現場で実践する

活動1-4. 現場をモニタリングしながら、コメ生産・加工のマニュアルを改善または作成する

##### ② 成果2「認証種子が対象農家によって利用される」に関わる活動

活動2-1. 種子サプライチェーン (研究所から農家レベルまで) の調査を実施し、問題点を特定する

活動2-2. プロジェクトメンバー間で合意した研究レベル (種子増殖、品種開発) で必要な措置を講じる

活動2-3. コメの生産者が必要とする品種の種子へのアクセスを改善する

活動2-4. 対象農家に種子増産に関する研修を実施する

活動2-5. モニタリングの結果をもとに、イネ種子栽培技術の実践的なマニユ

<sup>3</sup> JICAグローバル・アジェンダ 農業・農村開発 (持続可能な食料システム) クラスター事業戦略「アフリカ稲作振興 (CARD)」 [20230816clame.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/20230816clame.pdf)

アルを作成、改善する

③ 成果3「持続的なコメの生産流通経路が確立、もしくは強化される」に関わる活動

- 活動3-1. バリューチェーン調査や関係者間の会合で基本情報を収集し、販売から生産までの既存もしくは新規生産流通経路を特定する。市場連携に関する既存の取り組みを分析し、本事業の活動範囲を特定する
- 活動3-2. 対象者向けのトレーニングパッケージ（SHEP アプローチを含む既存の資料の使用および修正）を準備する
- 活動3-3. 3-1で特定された関係者によるプラットフォーム会議を開催し、ビジネス関係の構築、強化を図る。関係者の能力に応じたトレーニングを実施する
- 活動3-4. 農業開発区（ADD）、県農業事務所（DAO）、農業普及所（EPA）、コメ生産者組合および精米業者（バリューチェーン関係者含む）のメンバーに対して SHEP 研修を実施する
- 活動3-5. 関係者間の取引をモニタリングするためのフォローアップ活動を実施する
- 活動3-6. 活動からのフィードバックを通じて、既存のマニュアルやガイドラインの見直しまたは新規作成を行う

④ 成果4「対象となる灌漑水利組合が灌漑インフラの適切な運営・維持管理及び水管理を行う能力を得る」に関わる活動

- 活動4-1. 対象灌漑地の水管理と水利組合、およびこれまでの研修などの人的資源開発に関する現状と問題点を調査分析する
- 活動4-2. 水利組合を含む関係者を対象に、灌漑インフラの維持管理や水管理に関する研修を実施する
- 活動4-3. 灌漑インフラの維持管理と水管理に関する実践的なガイドラインを更新する

現地研修の想定規模は以下のとおり。

	成果 1
目的・内容	対象普及員および対象農家、その他のバリューチェーン関係者に対して、改善または開発された適切なコメ生産・加工技術を伝達する。
実施回数	約8回（2回/年×4年）を想定するが、

対象者	対象普及員、対象農家、その他のバリューチェーン関係者
参加者数	TOT 約30名/回 農家・バリューチェーン関係者研修 約80名/回
開催期間	約3日/回
実施場所	対象地区における圃場（ベースライン調査で決定）
実施形態	対面

	成果2
目的・内容	対象普及員および対象農家に対し、種子増産に関する研修を実施する。
実施回数	約3回（1回/年×3年）
対象者	対象普及員および対象農家
参加者数	TOT 約30名/回 農家研修 約80名/回
開催期間	約1日/回
実施場所	農業研究所等（ベースライン調査で決定）
実施形態	対面

	成果3
目的・内容	農業開発区（ADD）、県農業事務所（DAO）、農業普及所（EPA）、コメ生産者組合および精米業者（バリューチェーン関係者含む）のメンバーに対してSHEP研修を実施する。
実施回数	約4回（1回/年×4年）
対象者	農業開発区（ADD）、県農業事務所（DAO）、農業普及所（EPA）、コメ生産者組合および精米業者（バリューチェーン関係者含む）
参加者数	TOT 約30名/回 農家・バリューチェーン関係者研修 約100名/回
開催期間	約3日/回
実施場所	リロングウェ市や地方都市近郊
実施形態	対面

	成果4
目的・内容	対象農家や水利組合を含む関係者を対象に、灌漑インフラの維持管理や水管理に関する研修を実施する。

実施回数	約2回（1回/年×2年）
対象者	対象農家および水利組合
参加者数	約30名/回
開催期間	約1日/回
実施場所	対象地区における灌漑地区（ベースライン調査で決定）
実施形態	対面

（2）本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。
- ▶ 具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を

整える。

- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

- 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	第1期、第2期、第3期契約それぞれの業務開始から1カ月後	英語	電子データ	
モニタリングシート	第1期、第2期、第3期契約それぞれの業務開始から半年ごと	英語	電子データ	
業務進捗報告書	第1期、第2期契約の履行期限末日	英語 日本語	電子データ	
業務完了報告書	第3期契約履行期限末日	日本語	製本	6部
			CD-ROM	2部
事業完了報告書	第3期契約履行期限末日	英語	製本	6部
			CD-ROM	2部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

### （３）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

### （４）業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

### （５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。



## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成あるいは修正する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) コメ生産・加工に関する実践的マニュアル（成果1）
- (2) イネ種子栽培技術に関する実践的マニュアル（成果2）
- (3) コメの生産流通経路に関するマニュアルまたはガイドライン（成果3）
- (4) 灌漑インフラの維持管理と水管理に関する実践的ガイドライン（成果4）

## 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

## 第6条 再委託

- 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	コメの生産技術・バリューチェーンに関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象 マラウイ国内のコメの生産者、流通業者、消費者等のバリューチェーン関係者。調査内容②については、コメの輸出関係者も含む。</li> <li>● 調査内容 ①コメの生産技術、種子システム、流通機構、及びそれらの課題、取引価格の変動とその決定要因、消費者の味や品種に対する嗜好性等（消費</li> </ul>	1式 (第1期)	定額計上

		<p>者アンケート調査を含む)</p> <p>②コメの輸出に関する現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査期間</li> </ul> <p>2024年10月～2025年5月（第1期）の間</p>		
2	プロジェクト指標に関するベースライン調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査内容</li> </ul> <p>（上位目標）</p> <p>コメの自給率、近隣諸国へのコメの輸出量</p> <p>（プロジェクト目標）</p> <p>対象地域における水稲（粳）の生産性(t / ha)、対象農家組織の粳の売上</p> <p>（成果1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象農家及びバリューチェーン関係者のコメ生産・収穫後処理技術の採用率</li> <li>・ 対象地域における店頭または精米所におけるサンプル精米が Malawi Bureau of Standards (MBS) を満たす割合</li> </ul> <p>（成果2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象農家における適切な種子の使用率</li> <li>・ 対象農家のうち良質な種子を所有していると回答する農家の割合</li> </ul> <p>（成果3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象農家組織におけるコメの生産流通経路を通じて市場アクセスを得る個人農家の総数</li> </ul> <p>（成果4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる灌漑水利組合において、灌漑を管理するための知識と技術を習得している組合員の割合</li> </ul> <p>なお、指標の定義は事業開始後 J C</p>	1式 (第1期)	定額計上

		C等の関係者会合で決定する。 ● 調査期間 2024年10月～2025年5月（第1期）の間		
3	プロジェクト指標に関するエンドライン調査	2に同じ。	1式 (第3期)	定額計上

## 第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	パソコン	2台×2事務所	4	事業用物品	本見積
2	複合機	1台×1事務所	2	事業用物品	本見積
3	プロジェクター	1台×2事務所	2	事業用物品	本見積
4	種子検査キット	1セット×2サイト (穀物水分計、トレー、ピンセット等)	2	事業用物品	定額計上
5	耕耘機	1台×2圃場 水田や圃場の耕耘 や土壌整備用	4	事業用物品	定額計上
6	台量り等機材	1台×2サイト	2	事業用物品	定額計上
7	トラクター	2サイト用 ロータリーや台車 等の農業用器具の 牽引用	2	事業用物品	定額計上

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

### 1. 案件名 (国名)

国名： マラウイ国

案件名： マラウイ国コメ生産及びマーケティングの促進プロジェクト

Project for Promotion of Rice Production and Marketing in Malawi

### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における産業振興セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
マラウイにおいて、農業は総労働人口の約75%を抱え、GDPの約24%を占める基幹産業である。しかし、農業人口の約90%は耕作面積が1ha以下の小規模農家であり、人口増加に伴い1人当たり耕地面積は更に減少傾向にある<sup>4</sup>。また農業生産基盤は天水に依存し、灌漑整備は同国の開発可能面積(約40万ha)の約4分の1に留まっているため、気候変動等の影響を受けやすい。このような現状に対し、同国の長期国家開発戦略である MW2063 (The Malawi 2063) では、「農業の生産性向上と商業化」を開発目標の柱の1つに掲げ、「農業の多様化」「灌漑開発」「大規模農業形態の創出」「農業市場の構造化」等に取り組むこととしている。

同国の主要輸出産品はタバコ、砂糖、ナッツ類、マメ類、茶で、輸出総額の約80%を占めている<sup>5</sup>。しかし近年では健康志向の高まり等を受けタバコの需要が減少、代替輸出農作物の発掘及び増産が課題となっている。このため、同国政府は主食の1つであるコメを戦略的輸出産品と位置づけ、国家稲作開発戦略(NRDS)に基づく増産を目指している。しかし、「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD: Coalition for African Rice Development)」の2021年報告によると、コメの年間生産量は約15万トンと10年前から横ばいで推移している。同国の2016~2020年における平均コメ消費量は1人当たり3.73kgであり、うち国産米は同3.34kgと国内自給をほぼ達成している状況にある。一方、国連統計(2022)によると、同国の人口増加率は2020~2030年で28.35%と推計されており、今後も生産量の増減が横ばいと、コメの国内需給バランスが早々に崩れる。同国のコメ増産及び高品質化にかかる課題としては、自家採種の繰返しによる品種混在の結果、発芽率が低下した種子の利用、SRI(System of Rice Intensification)農法等の収量増に繋がる生産手法の未定着、適切な収穫後処理の不慣行、コメ市場の未整備等の課題が挙げられている。同国政府は、食料自給の安定化と輸出振興に資するコメ増産達成に向け、これらの課題を解決するため、本事業を我が国に要請した。

(2) 農業セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置づけ

我が国の対マラウイ共和国国別開発方針(2018年)では、重点分野の一つとして「農業の産業化の促進」を掲げており、さらにマラウイ共和国JICA国別分析ペーパー(2024年3月)では農業の商業化のため稲作分野で栽培技術改善と生産性向上を目指すとしており、稲作を通じた農家の所得向上を目指す本事業は同方針に合致する。また、JICA

<sup>4</sup> Malawi Economic Monitor: December 2022, The World Bank (2022) .

<sup>5</sup> Agriculture Sector Performance Report: July 2021 - April 2022, Ministry of Agriculture in Malawi (2022) .

課題別事業戦略「グローバル・アジェンダ」の農業・農村開発（持続可能な食料システム）では「食料の安定的な生産・供給を通じ食料安全保障を確保する」ことを掲げ、特にコメの需要が拡大しているアフリカ地域における稲作振興を主要な成果に位置付けており、本事業との親和性が高い。

更に、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール2では、2030年までの飢餓撲滅を目標としており、その達成のためには各国において一定の食料を生産・供給する体制整備が重要であり、本事業は同国のコメ生産体制強化に寄与する。

### （3） 他の援助機関の対応

国際農業開発基金（IFAD: International Fund for Agricultural Development）は、Programme for Rural Irrigation Development（PRIDE: 2015～2024年）にて、新規灌漑スキームの開発を全国12か所で実施中である。世界銀行とアフリカ開発銀行は、南部地域にて約44,000haの大規模な新規灌漑スキームの開発及びメガファームの育成事業である、Shire Valley Transformation Programme（STVP: 2018～2031年）を実施中である。加えて、世界銀行は、農業組合に対するマッチング・グラント事業である、Agricultural Commercialization Project for Malawi（AGCOM: 2018～2028年）を実施している。上記3つ事業は、農作物の商業化促進や生産者グループへの支援、道路や電気等の生活インフラ整備等に寄与している。

現在、JICAがNRDSの改訂を含め、稲作栽培の促進を展開していることは他ドナーも認識しており、NRDSの承認ワークショップ開催時にも複数のドナーからも参加があった。上記3つの事業においても、コメが一部ターゲットとなっており、引き続き、NRDSに沿って協調を検討していく。

## 3. 事業概要

### （1） 事業目的

本事業は、同国中部デッサ州ブワンジェバレー灌漑地区等の対象地域において、コメの栽培技術向上を含む生産から販売までの各段階における能力強化を図ることにより、対象農家のコメ生産量と売上高が増加することで、同国の食料安全保障と輸出振興に資するコメ増産に寄与するもの。

### （2） プロジェクトサイト／対象地域名

- ・ブワンジェバレー灌漑地区
- ・プロジェクト開始後に決定されるもう一つの灌漑地区

### （3） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：普及員437名、農業省作物開発局・農業普及サービス局・灌漑局、コメ流通に関連する民間企業等

最終受益者：デッサ州のすべての灌漑地の稲作農家3,315人及び第二のプロジェクトサイトの稲作農家（総人数はサイト決定後に調査）

### （4） 総事業費（日本側）

約5.14億円

### （5） 事業実施期間

2024年12月～2029年11月を予定（計60か月）

(6) 事業実施体制

農業省 作物開発局 (Department of Crop Development : DCD)

農業省 普及サービス局 (Department of Agriculture Extension Services : DAES)

農業省 灌漑局 (Department of Irrigation : DoI)

農業省 農業研究サービス局 (Department of Agricultural Research Services : DARS)

貿易産業省 貿易局 (Department of Trade : DoT)

貿易産業省 中小企業・組合局 (Department of SMEs and Cooperatives : DSC)

農業省を合同調整委員会議長とし、貿易産業省を共同議長とする。但し、現場での活動では、作物開発局が中心となり調整を行い、農業省作物開発局や普及サービス局、灌漑局、農業研究サービス局と密に連携をとる。

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

① 専門家派遣 (合計 66.7P/M) :

- バリューチェーン開発
- 市場志向型農業
- 稲作技術／種子生産／種子管理
- 収穫後処理
- 灌漑管理／水利組合

② 研修員受け入れ : 第三国 (分野 : 稲作栽培技術、マーケティング等、案件開始後決定)

③ 機材供与 : 普及活動用資機材、車両等

④ その他 : 現地活動経費

2) マラウイ国側

① カウンターパートの配置

- プロジェクト・ダイレクター : DCD 局長
- プロジェクト・マネージャー : DCD 副局長 (フィールド作物担当)
- アシスタント・プロジェクト・マネージャー : DAES、DARS、DoI から代表者

② 設備 : オフィススペース、農地 (展示圃場)

③ 活動費 : オフィスの光熱費、活動費

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

無償資金協力「ブワンジェバレー灌漑開発計画」(1996～1998年)、及び「ブワンジェバレー灌漑施設修復計画」(2006～2008年)では、中部デッサ州で800haの農地灌漑施設の建設、及び洪水被害を受けた施設修復を支援した。また技術協力「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト (MA-SHEP)」(2017～2023年)では、同

国全土にて市場志向型農業振興の普及手法である「SHEP (Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion) アプローチ」を用いた園芸栽培を農業省職員及び農家に対し普及した。同アプローチは農業省内でも高く評価され、農家の収入向上に貢献しており、同国政府主導により他事業への導入・展開が積極的に進められている。

稲作関連では、個別専門家「稲作開発プログラムの計画・実施アドバイザー」(2021～2022年)において、同国におけるコメ生産・販売にかかる課題分析と、開発支援プログラム案の作成を支援した。また、CARD事務局と連携して国家稲作開発戦略(NRDS)の改定作業を支援した。本事業は、これらの先行事業をとおして策定されてきた戦略を実際に現場で実施することで、同国の食料安全保障と輸出振興に資するコメ増産を目指す。

#### 2) 他の開発協力機関等の援助活動

IFADは、上記PRIDEにおいて、5,400haの灌漑地区と12,300haの天水農地の開発の他、水利組合設立・運営を通じた住民による灌漑等施設の適正利用・管理を促しており、同知見を本事業にも活用することが期待される。

### (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

#### 1) 環境社会配慮

##### ① カテゴリ分類 C

##### ② カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

#### 2) 横断的事項

社会経済的弱者への影響について、裨益は小さいものの、同国では稲作と収穫後の仕事(整地作業や鳥追いなどの細かい仕事)によって、女性や若者の新しい雇用が創出されたということが確認されている。本プロジェクトは加工や販売を強化することからコメのバリューチェーンにおける加工や販売の軽作業が創出され、それが女性や若者のあたらしい仕事につながる可能性はある。

#### 3) ジェンダー分類:

【対象】「GI ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<分類理由> 同国のコメ生産において、女性は栽培から収穫、収穫物後処理まで、ほぼすべての行程に関与している。一方、コメの販売や家計の管理は男性が担っている場合が多い。本事業ではコメの販売にSHEPアプローチを用いることを想定しており、同アプローチを通じて女性が販売や家計管理に積極的に関わることで社会的位置付けが改善されることが期待される。

### (10) その他特記事項: 特になし

## 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標: マラウイ国内のコメの自給率が維持され、近隣諸国への輸出も増加し始める。

指標及び目標値:

1. コメの自給率が適正水準に維持される。
2. 近隣諸国へのコメの輸出が x% 以上増加する。

(2) プロジェクト目標：

本事業を通じたコメ生産等技術や生産流通経路の開発・強化により、対象農家のコメ生産量と売上が増加する

指標及び目標値：（プロジェクト期間の完了まで）

1. 対象農地における水稲（粳）の生産性（t / ha）が X % 増加する。
2. 対象農家組織からの粳の売上が X % 増加する。

(3) 成果（アウトプット）

成果 1：対象農家及びバリューチェーン関係者が適切なコメ生産・収穫後処理技術を採用している。

指標及び目標値：

- 1-1) コメ生産・収穫後処理技術の改定された実践ガイドラインが農業省に認可される
- 1-2) XX人以上の農家およびその他のコメバリューチェーン関係者が研修を修了する
- 1-3) XX人以上の農家・関係者がコメ生産・収穫後処理技術を現場で活用する
- 1-4) XX%以上の店頭または精米所におけるサンプル精米がMalawi Bureau of Standards (MBS)の基準を満たす

成果 2：認証種子が対象農家によって利用される

指標及び目標値：

- 2-1) XX人以上の農家が提案された方法で適切な種子を使う
- 2-2) 対象農家のXX% 以上が十分な良質の種子を所有していると回答する

成果 3：持続的なコメの生産流通経路が確立、もしくは強化される

指標及び目標値：

- 3-1) 農民組織と買い手との間の新規ビジネス連携がXX件以上生まれる
- 3-2) コメの生産流通経路を通じて市場アクセスを得る個人農家の総数がXX%増加する

成果 4：対象となる灌漑水利組合が灌漑インフラの適切な運営・維持管理及び水管理を行う能力を得る

指標及び目標値：

- 4-1) YYヶ所の水利組合のメンバー XX名が対象地域で訓練を修了する
- 4-2) 水利組合の訓練を受けたメンバーの XX% が、灌漑計画を管理するための十分な知識と技術を習得する

(4) 主な活動

- 1-1. コメ生産・加工に関するニーズ調査を通じて、対象となるバリューチェーンの関係者とその技術的課題を特定する
- 1-2. 既存技術の改良を通じた適切なコメ生産・加工技術を改善及び開発する
- 1-3. 対象普及員および対象農家、その他のバリューチェーン関係者を対象とした研修を実施し、現場で実践する



- 1-4. 現場をモニタリングしながら、コメ生産・加工のマニュアルを改善または作成する
- 2-1. 種子サプライチェーン(研究所から農家レベルまで)の調査を実施し、問題点を特定する
- 2-2. プロジェクトメンバー間で合意した研究レベル(種子増殖、品種開発)で必要な措置を講じる
- 2-3. コメの生産者が必要とする品種の種子へのアクセスを改善する
- 2-4. 対象農家に種子増産に関する研修を実施する
- 2-5. モニタリングの結果をもとに、イネ種子栽培技術の実践的なマニュアルを作成、改善する
- 3-1. バリューチェーン調査や関係者間の会合で基本情報を収集し、販売から生産までの既存もしくは新規生産流通経路を特定する。市場連携に関する既存の取り組みを分析し、本事業の活動範囲を特定する
- 3-2. 対象者向けのトレーニングパッケージ(SHEP アプローチを含む既存の資料の使用および修正)を準備する
- 3-3. 3-1で特定された関係者によるプラットフォーム会議を開催し、ビジネス関係の構築、強化を図る。関係者の能力に応じたトレーニングを実施する
- 3-4. 農業開発区(ADD)、県農業事務所(DAO)、農業普及所(EPA)、コメ生産者組合および精米業者(バリューチェーン関係者含む)のメンバーに対してSHEP研修を実施する
- 3-5. 関係者間の取引をモニタリングするためのフォローアップ活動を実施する
- 3-6. 活動からのフィードバックを通じて、既存のマニュアルやガイドラインの見直しまたは新規作成を行う
- 4-1. 対象灌漑地の水管理と水利組合、およびこれまでの研修などの人的資源開発に関する現状と問題点を調査分析する
- 4-2. 水利組合を含む重要な関係者を対象に、灌漑インフラの維持管理や水管理に関する研修を実施する
- 4-3. 灌漑インフラの維持管理と水管理に関する実践的なガイドラインを更新する

## 5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件
  - プロジェクト活動に支障をきたすような政変やカウンターパート職員の異動が起きない
- (2) 外部条件
  - 自然、気候、社会経済、及び地政学的環境の状況に大きな変化が起きない
  - プロジェクトに重大な影響を与える可能性のある極端な自然災害が起きない
  - マラウイの政治経済状況が大きく悪化しない
  - 粳、精米、投入資材の販売価格が大きく変動しない
  - 専門家やカウンターパートの活動に大きな影響を与えるような安全上の問題

が起きない

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

マラウイではこれまで本格的なコメ振興のプロジェクトは実施されてこなかったが、個別専門家「稲作開発プログラムの計画・実施アドバイザー」及び本事業の詳細計画策定調査を経て以下のような課題が指摘された。以下の課題を踏まえて、本事業では、コメの生産現場だけでなくバリューチェーンの各段階において活動を設定し、生産から販売まで包括的にアプローチできるように計画を立てた。

- 販売を視野にいれたバリューチェーン

コメ振興の課題は生産だけでなく、収穫後の保管及び処理技術の低さによる損失（ロス）、精米技術の低さによる品質の劣化、市場での販売に至るまで、コメのバリューチェーンにおける全段階で見られる。これまでJICAが世界中で実施してきたコメ案件では、種子純化や栽培技術等、生産面の技術介入を行ってきたが、すでに国産米が一般的に出回っている同国では従来の生産強化を通じた稲作振興のみでは十分とは言えず、バリューチェーン全体を見通したアプローチが重要である。

## 7. 評価結果

本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、コメの生産能力及び販売力向上を通じた農業振興の発展につながり、地域の食料安全保障の基盤ともなること、SDGゴール2「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」に貢献すると考えられることから、事業実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始8カ月以内	ベースライン調査
事業終了6カ月前	エンドライン調査
事業終了3年後	事後評価

以 上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、

評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：稲作振興及びバリューチェーン開発

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：マラウイ国及びアフリカ地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2024年10月業務を開始し、2029年9月にプロジェクト業務完了報告書・事業完了報告書を作成・提出する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 66.7 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、稲作、バリューチェーン振興の専門性を持つ従事者を含めること。

#### 2) 渡航回数を目途 全41回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- コメの生産技術・バリューチェーンに関する調査
- プロジェクト指標に関するベースライン調査
- プロジェクト指標に関するエンドライン調査

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- プロジェクトRecord of Discussion (R/D) (2024年6月26日締結済)
- 詳細計画策定調査報告書
- 「マラウイ国稲作開発プログラムの計画・実施アドバイザー業務」
  - ・ 専門家業務完了報告書
- 「マラウイ共和国市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト (MA-SHEP)」
  - ・ 終了時評価調査報告書
  - ・ Project Completion Report



## 2) 公開資料

- マラウイ共和国 市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト中間レビュー調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12092474.pdf>

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄日本語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たって

は、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

**【上限額】**

**392,650,000円（税抜）**

なお、定額計上分 33,600,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積りとしている項目を含みません。

**なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。**

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地研修・セミナー開催費	第2章 特記仕様書案 第4条. 2 本業務にかかる事項(1)	9,300,000円	参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）、会場借上費）	一般業務費
2	第三国研修にかかる経費	第2章 特記仕様書案【1】2	10,000,000円	タンザニア、ウガンダ等で合計4回実施想定。研修参加者の旅費・日当・宿泊費を含む。	一般業務費
3	機材費	第3章 第7条 機材調達	7,300,000円	種子検査キット (150,000円/式) × 2 耕耘機 (250,000円/台) × 4 台量り等機材(200,000円/式) × 2 トラクター(2,800,000	機材費

				円/台) × 2	
4	コメの生産技術・バリューチェーンに関する調査、ベースライン調査、エンドライン調査	第2章 特記仕様書案 第4条. 2本業務にかかる事項(3)	7,000,000円	コメの生産技術・バリューチェーンに関する調査：(1,000,000円) ベースライン調査：(3,600,000円) エンドライン調査：(2,400,000円)	再委託費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)として航空賃の総額の10%を加算して航空賃を見積もってください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	( 6 )	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	( 4 )	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 65 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 25 )</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ /体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	( 25 )	( 10 )
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	( - )	( 10 )
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	( - )	( 5 )

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法： Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - ① Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから) 認めません。) 指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上